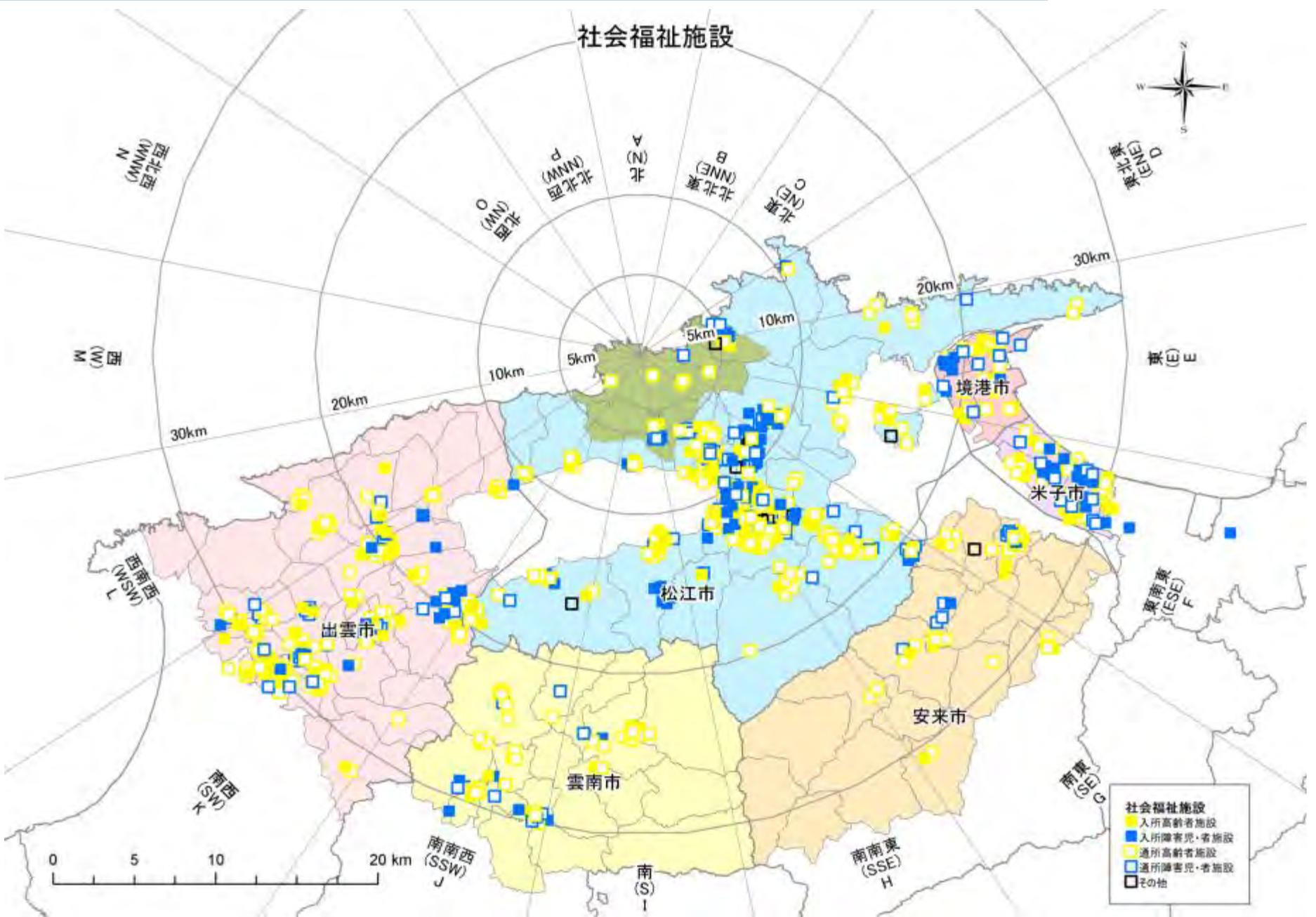


PAZ、UPZの概況（医療施設の分布）

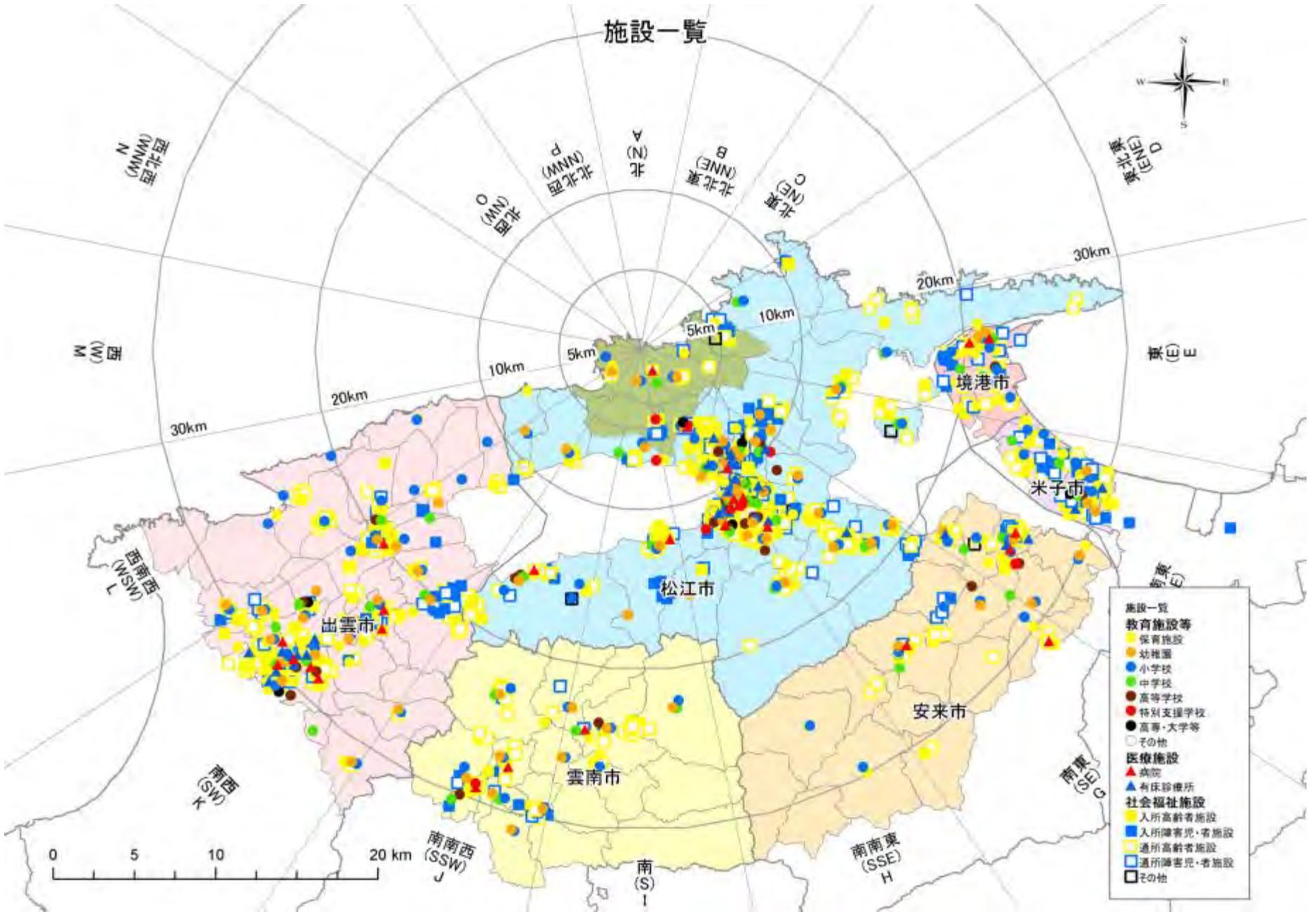


PAZ、UPZの概況（社会福祉施設の分布）



PAZ、UPZの概況（施設の分布）

施設一覧



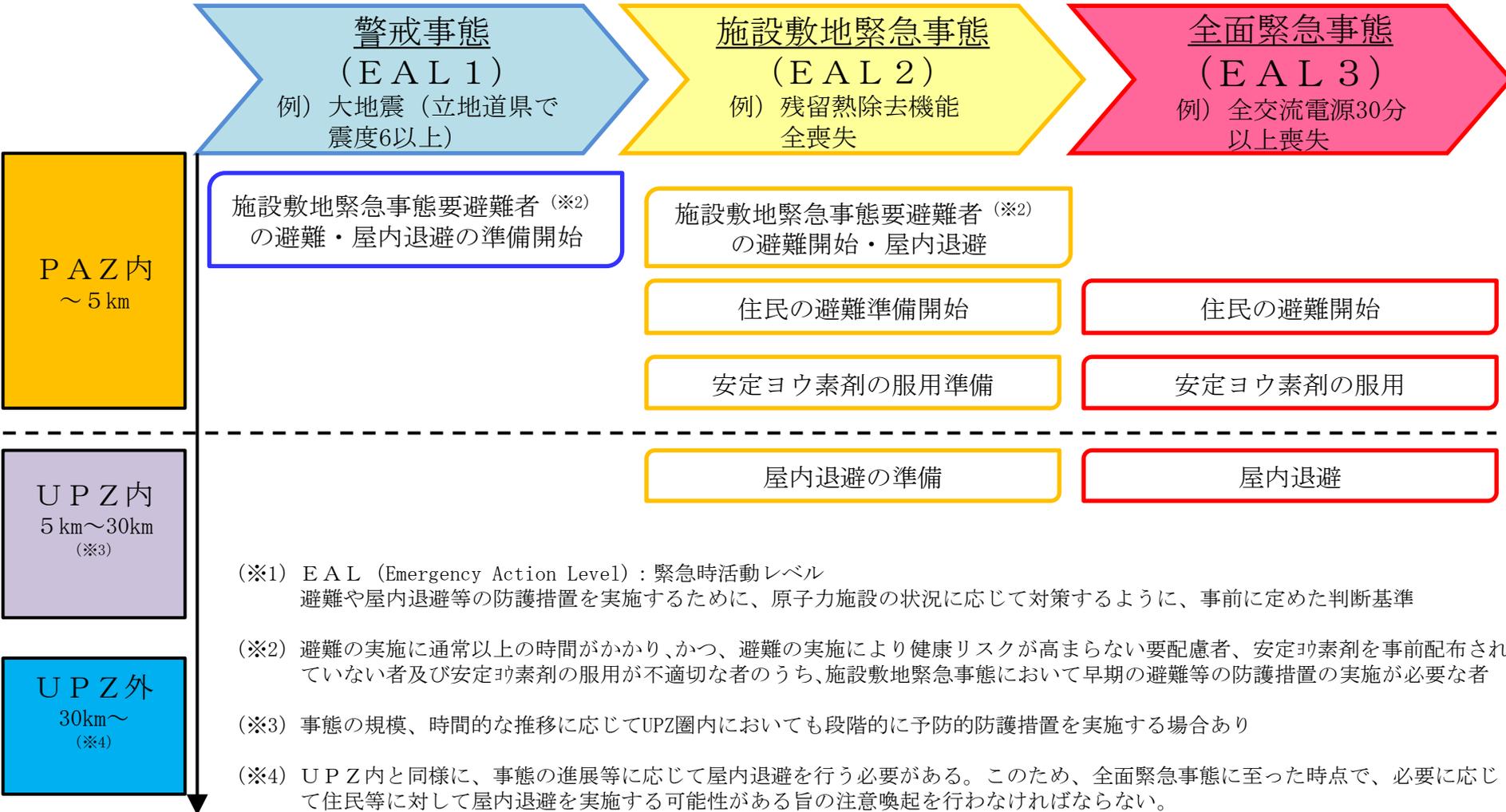
2. 緊急事態の初期対応段階における 防護措置の考え方

<対応のポイント>

原子力災害対策指針では、原子力災害時の緊急事態の初期対応段階においては、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築することとされている。

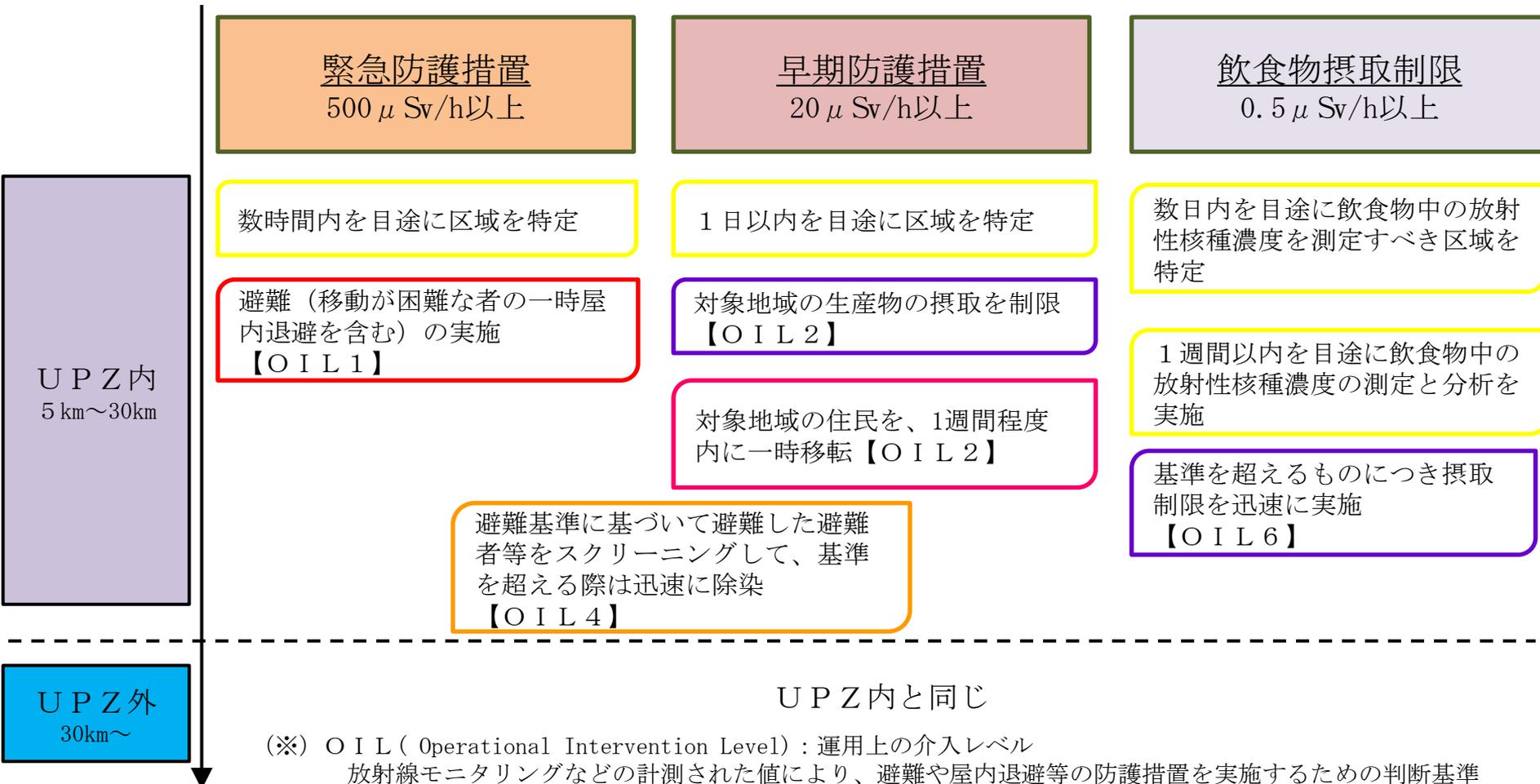
緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要
- ▶ 原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つに区分



運用上の介入レベル (O I L)

- 放射線物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があるため、緊急時モニタリングを迅速に行い、O I Lに照らして一時移転等の早期防護措置や除染、飲食物摂取制限などの必要な防護措置を実施



3. 関係機関相互の情報伝達体制

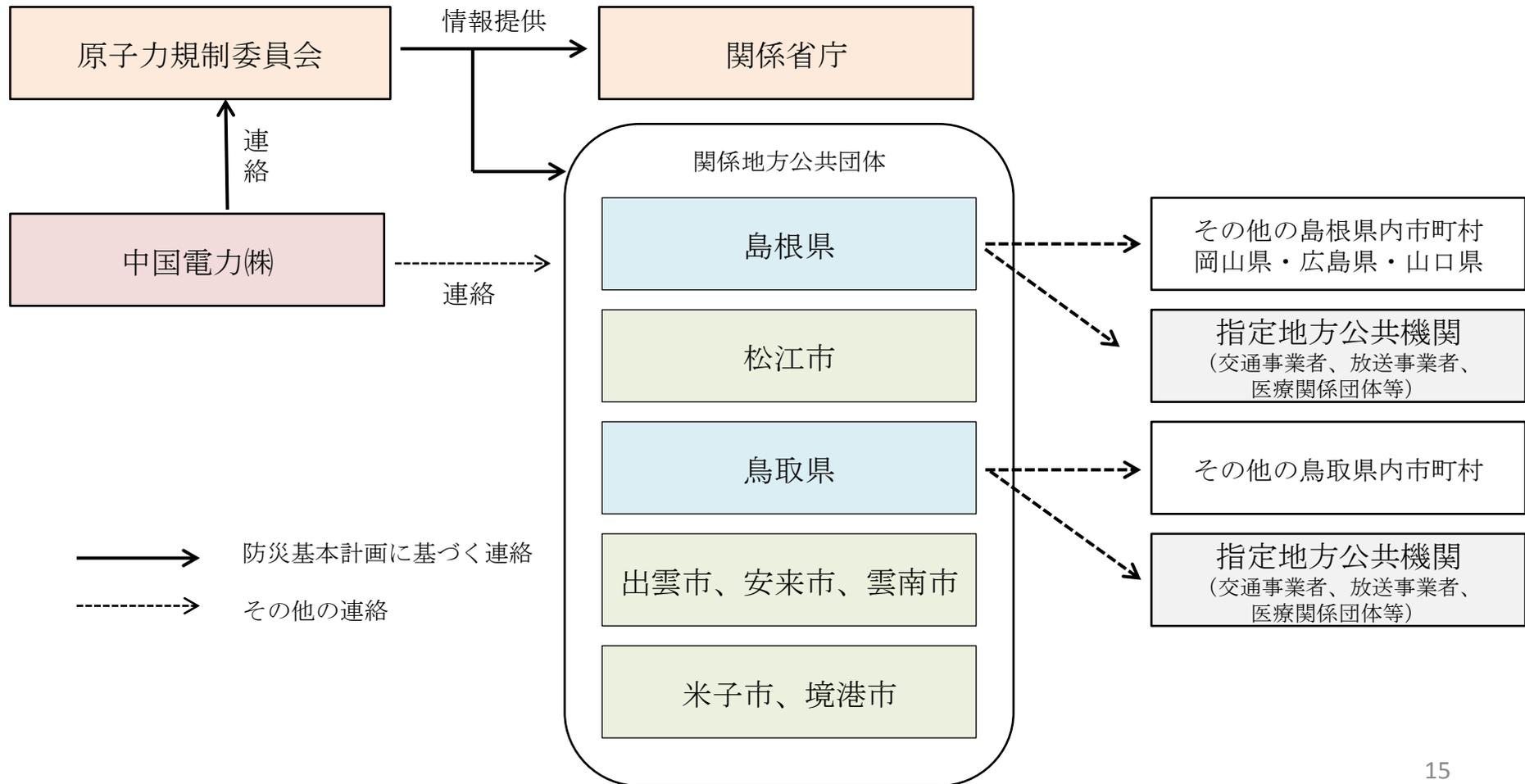
<対応のポイント>

原子力災害が被災地の地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、2県6市及び中国電力(株)等は、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立を図っている。

緊急時において、住民等の行動に関する指示や異常事態に関する情報が迅速にかつ分かりやすくそして正確に伝達される体制を構築している。

警戒事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会に連絡するとともに、協定に基づき島根県及び松江市に、原子力事業者防災業務計画に基づき他の関係地方公共団体に対して連絡
- 原子力規制委員会は、中国電力(株)の情報に基づき警戒事態の発生の確認を行い、2県6市に対して情報提供



施設敷地緊急事態時の連絡体制

- 中国電力(株)は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について原子力規制委員会及び2県6市に通報
- 原子力規制委員会は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、2県6市等に対して情報提供
- 島根県及び鳥取県は、通報・連絡を受けた事項について、県内市町村（島根県は、岡山県・広島県・山口県にも）連絡

